

平成 30 年過去問ノート

問題 1 補助参加

(1)

「訴訟の結果」

ア 訴訟物限定説：なぜ、訴訟物に限定するのか。

イ 訴訟物非限定説：なぜ、理由中の判断も含むのか。

答案

定義：

・訴訟係属があることを前提に。

(本件においては特に問題ならないことを指摘すればよい)

訴訟の結果の解釈 既判力は第三者にとっては既判力に服するわけではないから、区別する根拠はない。→ 訴訟物非限定説

利害関係 法律上の利害関係

→ 訴訟の結果が、法律上の利益に事実上の影響を及ぼす場合。

★差がつかない問題ほど、三段論法を守る。

(2) 訴訟告知による参加的効力

参加的効力(46 条)

・既判力とは異なる。既判力の時にはなかった制限がついている(46 条各号)。

・既判力とは異なる別の効力。特別の効力。★なぜ、既判力とは異なる効力なのか、その解釈を必ずする。

・客観的範囲：理由中の判断にも及ぶ。判決主文を導き出すために必要な主要事実。

・このような範囲に及ぶ趣旨。当事者間の衡平、負担の公平な分担。

理由中の判断というのは、争点効的なもの。主要事実そのものではない。主要事実に係る認定・判断。

(3) 同時審判申出訴訟

定義：共同被告に対する請求が、法律上併存しえない場合において、原告の申出に基づいて弁論及び裁判を分離しないで行う共同訴訟である。

要件①共同訴訟が係属していること、②申出、③法律上併存しえない

理解：判例が主観的予備的併合を認めていないことを前提とする。

認めていない理由：明文がないこと。C の立場が不安定になる。判例上これはできない。

→ ただ、利益があるし、訴訟経済にも資するから、41 条が出た。

同時審判の申出をするのは、両負けするのを防止するため。これが 41 条 1 項の趣旨。

→ これができるためには、「法律上併存しえない関係」(41 条 1 項)が必要。

Ex：無権代理人の責任追及と有権代理の主張。

「法律上併存しえない」とは、法的に択一関係の場合。

★両負けしないことが制度趣旨

しかし、控訴された場合には、両負けの可能性は残る。

【設問 2】

(1)

紛争の主体たる地位説

(2)

時的限界

(3)

時的限界